

議案第 15 号

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

子育て支援センターにおいて、母子保健事業が加わることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子育て支援センター条例（平成 27 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に掲げる事業

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。